

神戸市では、平成 23 年 3 月に策定した「都市計画道路整備方針」に基づき、都市計画道路の計画内容の見直しに取り組んでいます。平成 23 年 12 月に変更素案を作成し、都市計画ミニニュース「都市計画道路の変更素案について」を各戸配布するとともに、平成 24 年 2 月 13 日まで、変更素案の閲覧・意見募集を行いました。

みなさんからいただいたご意見をふまえ、このたび、都市計画変更案がまとまりました路線について、下記のとおり縦覧を行います。

都市計画変更案の縦覧の後、都市計画審議会の議を経て、平成 24 年夏頃に都市計画決定する予定です。

なお、平成 23 年 12 月に変更素案を公表した路線(区間)のうち、今回変更案をお示ししていない路線(区間)については、引き続き検討を進め、変更案がまとまった段階で、都市計画の手続きを進めます。

都市計画変更案の縦覧について

縦覧期間：平成 24 年 4 月 17 日(火)～5 月 1 日(火)
(午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分 土・日・祝日を除く)

縦覧場所：神戸市都市計画総局計画部計画課(市役所 2 号館 4 階)
電話 078-322-5478(直通)

※ホームページでも計画書と説明図を閲覧できます。

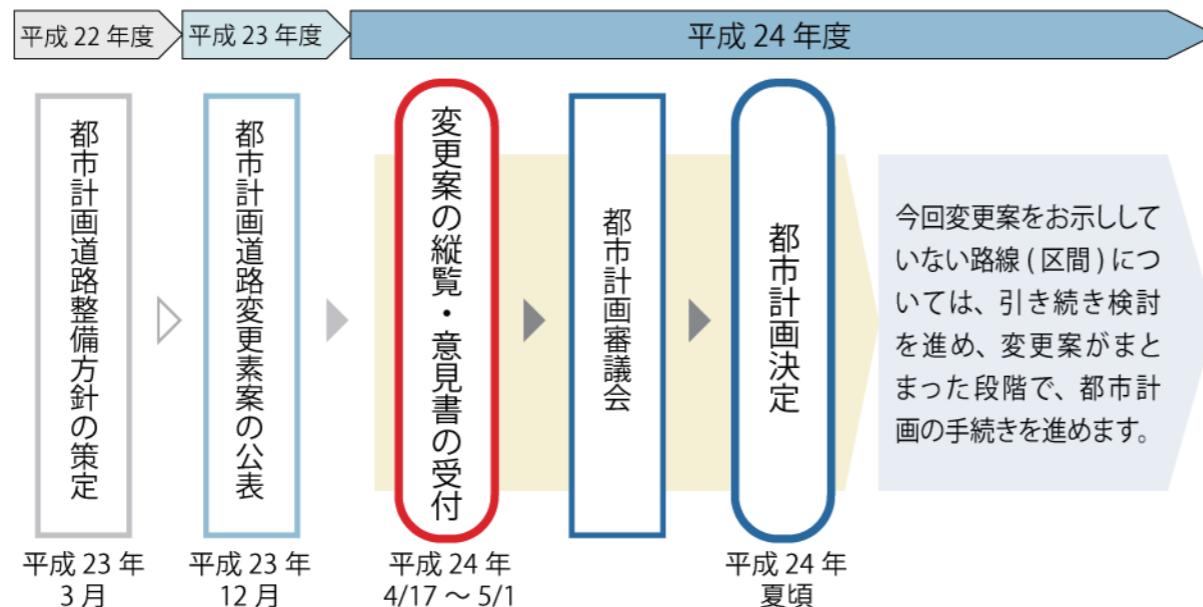
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/urban/plan/index.html>

意見書の提出

ご意見のある方は、上記の縦覧期間中に次のいずれかの方法により、提出してください。
※書式については自由ですが、必ず、提出者の住所、氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)を記載してください。

- ① 郵送 〒650-8570(住所記載不要) 神戸市都市計画総局計画部計画課あて
(平成 24 年 5 月 1 日(火)の消印有効)
- ② ファックス 078-322-6095 都市計画総局計画部計画課あて
- ③ 電子メール tokei_keikaku_iken@office.city.kobe.lg.jp
- ④ 持参 都市計画総局計画部計画課(市役所 2 号館 4 階)
(平日の午前 8 時 45 分～12 時、午後 1 時～5 時 30 分)

スケジュール



都市計画道路整備方針

「都市計画道路整備方針」では、都市計画道路の事業中と未着手の区間を見直しの対象とし、神戸の骨格を担う「主要幹線道路」と「主要幹線道路以外の道路(生活幹線道路)」に分けてそれぞれの進め方を決めました。

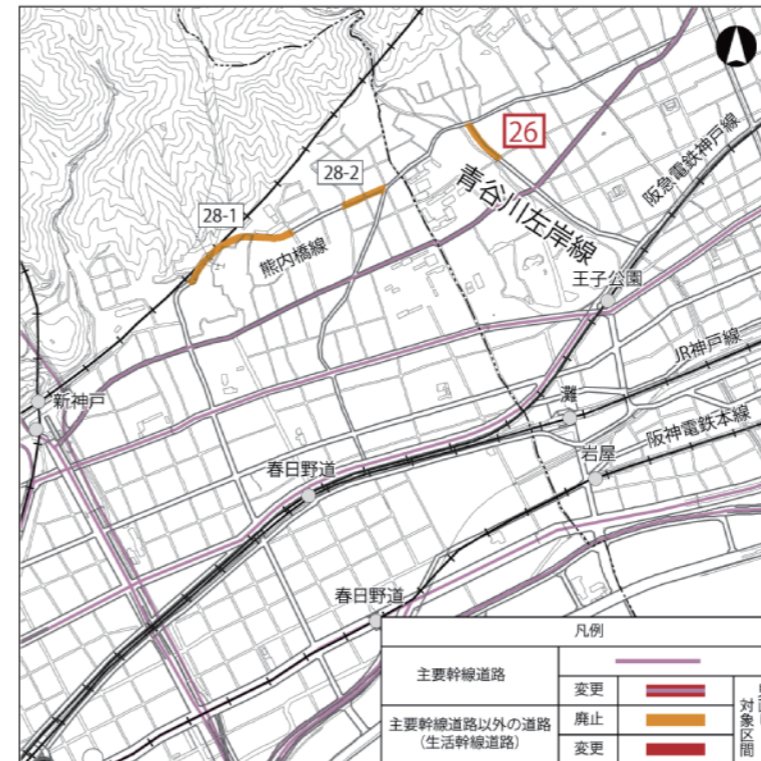
「主要幹線道路」は、社会経済情勢の変化や、周辺の土地利用状況等から、区間ごとに計画の見直しを行い、その結果、変更が必要となる区間について、都市計画の変更を行うこととしています。

また、「主要幹線道路以外の道路(生活幹線道路)」は、地域との協働と参画により、地域の課題を整理・共有し、改善に必要な方策を検討するため、都市計画を一旦廃止します。課題改善のために幹線道路の整備が必要であるとの合意形成がはかられた場合、あらためて生活幹線道路として都市計画決定を行うこととしています。

変更の内容

変更内容は、下表とあわせて裏面の図面をご覧ください。

路線名	区間番号	区間	現計画幅員(代表幅員)	道路の分類	変更概要
青谷川左岸線	26	上野通8丁目～上野通8丁目(西谷線)	15m(15m)	主要幹線道路以外	廃止



※他の路線(区間)の変更案は、ホームページでご覧いただけます。

http://www.city.kobe.lg.jp/minaoshi/tokeidou_henkouan.html

※また、変更素案や「都市計画道路整備方針」もホームページでご覧いただけます。

・変更素案(平成 23 年 12 月公表)
http://www.city.kobe.lg.jp/minaoshi/tokeidou_henkousoan.html

・「都市計画道路整備方針」(平成 23 年 3 月策定)
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/toshimp/douro.pdf>

問い合わせ先

神戸市都市計画総局計画部計画課交通計画係
(市役所 2 号館 4 階)

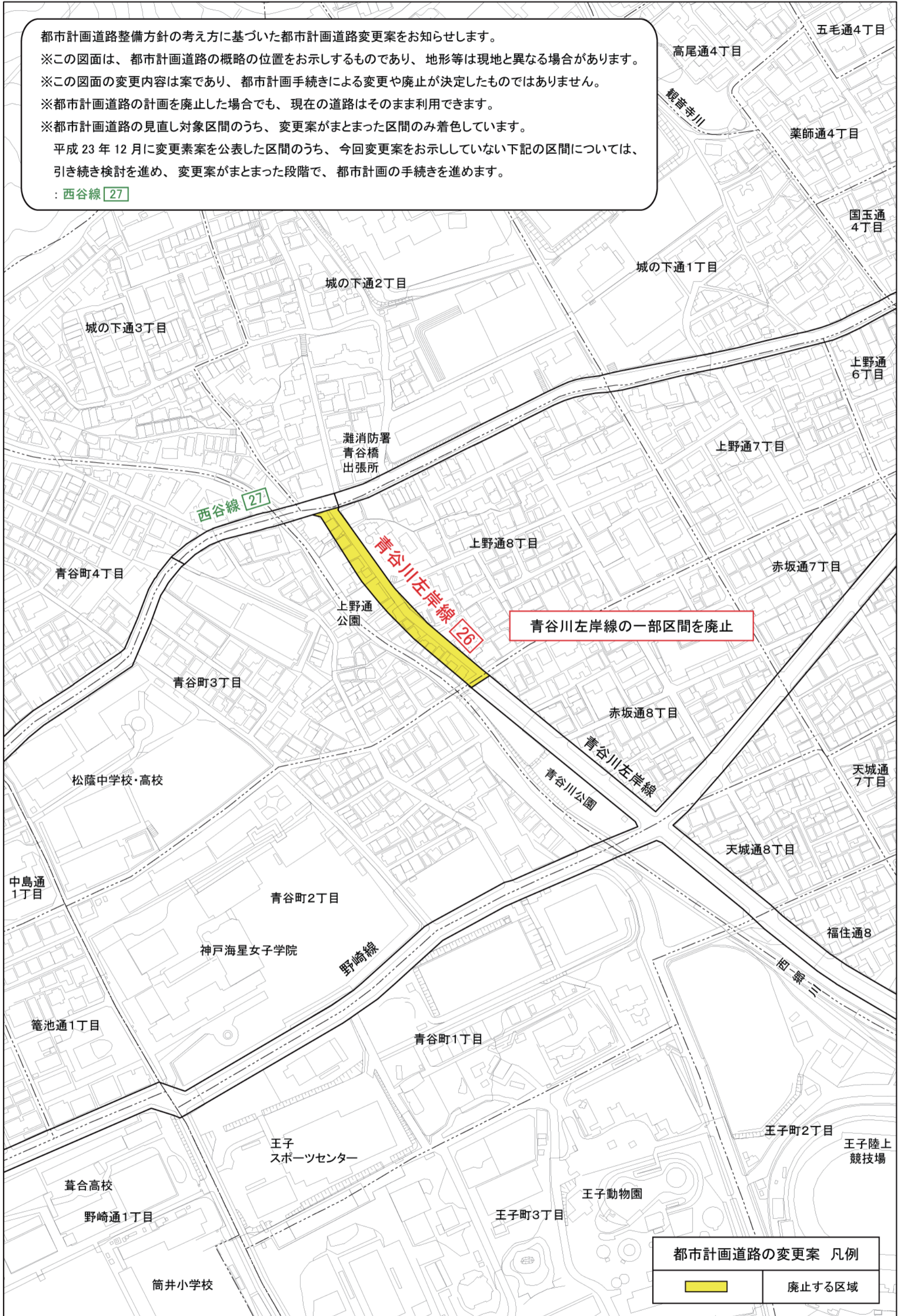
電話 : 078-322-5481

ファックス : 078-322-6095

都市計画道路〔青谷川左岸線(26)〕の変更案



都市計画道路整備方針の考え方に基づいた都市計画道路変更案をお知らせします。
 ※この図面は、都市計画道路の概略の位置をお示しするものであり、地形等は現地と異なる場合があります。
 ※この図面の変更内容は案であり、都市計画手続きによる変更や廃止が決定したものではありません。
 ※都市計画道路の計画を廃止した場合でも、現在の道路はそのまま利用できます。
 ※都市計画道路の見直し対象区間のうち、変更案がまとまった区間のみ着色しています。
 平成 23 年 12 月に変更素案を公表した区間のうち、今回変更案をお示していない下記の区間については、引き続き検討を進め、変更案がまとまった段階で、都市計画の手続きを進めます。
 : 西谷線 [27]



※他の路線(区間)の変更案は、ホームページでご覧いただけます。
 また、平成23年12月に公表した変更素案についても、ホームページでご覧いただけます。

